

和歌山県新興感染症対応力強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的として、昭和54年7月27日厚生省発医第137号、令和6年8月7日最終改正厚生労働省発医政0807第8号「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」及び令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、基準額、補助対象経費、補助率及び補助対象外経費は、別表に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれ

れか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

- (10) 補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならないこと。
- (11) この補助金に係る対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならないこと。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第1号様式）により、別に定める期日までに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行なわなければならないこと。
- (13) 前号の報告があった場合には、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を県に返還しなければならないこと。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第5 規則第4条に規定する補助金交付申請書（別記第2号様式）に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

添付書類	様式
(1) 経費所要額調	別記第2号様式（別紙1）
(2) 事業計画書	別記第2号様式（別紙2）
(3) 工事仕様書	
(4) 工事設計図	
(5) 工事仕訳書	
(6) 歳入歳出予算（見込）書の抄本	
(7) 法人の場合、役員名簿	
(8) その他知事が必要と認める書類	

（交付決定前着手の届出）

第6 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更の承認）

第7 第4第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業

変更承認申請書（別記第4号様式）に変更経費所要額調（別記第2号様式（別紙1））等を添付して知事に提出しなければならない。

（中止及び廃止の承認）

第8 第4第3号の規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第6号様式）に変更経費所要額調（別記第2号様式（別紙1））等を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第7の補助事業変更承認申請書（別記第4号様式）の提出を省略することができる。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第10 規則第13条に規定する実績報告書（別記第7号様式）に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

添付書類	様式
(1) 経費所要額精算書	別記第7号様式（別紙1）
(2) 事業実績報告書	別記第7号様式（別紙2）
(3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本	
(4) 補助事業完了後の施設の写真	
(5) 契約書等支出証拠書類（写し）	
(6) 検収調書（写し）	
(7) 整備場所を示す平面図	
(8) 工事仕様書、工事設計図及び仕様書	
(9) その他知事が必要と認める書類	

（その他）

第11 規則又はこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月7日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

(別表)

交付対象事業等について

補助事業	(1) 法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する病院、診療所が実施する施設整備事業 (2) 法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所が実施する施設整備事業 (3) 法第 36 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業
補助事業者	法第 36 条の 3 の規定に基づき、和歌山県と医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者
基準額	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 239,300 円
補助対象経費	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費
補助率	10/10 以内
補助対象外経費	(1) 土地の取得又は整地に要する経費 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する経費 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する経費 (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費 (5) その他の整備費として適当と認められない経費